

## 令和8年度からの指定管理者候補者

No.16

施設名	美唄市総合福祉センター	
施設所管課	保健福祉部地域福祉課	
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	条例第5条第1項第1号
指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	
指定管理者候補者	社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会 美唄市西3条南3丁目6番2号	

### 1 公募によらない選定方法の理由

美唄市総合福祉センターは、ボランティア団体や福祉団体の活動拠点として、デイサービスセンターなどの在宅福祉サービス事業の実施を目的に平成4年に建設されて以来、美唄市社会福祉協議会所有施設として運営されてきたものであるが、建設費償還が終わる平成23年度末を持って美唄市に無償譲渡されている。

美唄市社会福祉協議会は、当施設で施設開設時よりボランティア団体や福祉団体の活動支援を行っているほか、各種介護サービス事業、美唄市成年後見支援センターの設置、心配ごと相談、心の健康相談を実施している。これら事業の実施については、事業者と利用者の信頼関係の構築によって成り立っており、事業者の変更等による環境変化は、利用者の心身面にも著しい影響をおよぼすものと考えられることから、利用者の実情を知り、サービスの内容を熟知し、利用各団体の調整機能をもつ美唄市社会福祉協議会を指定管理者とすることが、施設の効果的かつ効率的運用につながるものと判断されることから、非公募による選定をしようとするもの。

### 2 選定理由

提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されている。

美唄市社会福祉協議会が所有していた施設であり、平成24年度からの指定管理者でもある。

市の地域福祉向上の拠点施設として適切に運営されているほか、各福祉サービスの事業も運営されており、施設を拠点として活動する民生委員協議会などの事務局機能も果たし、今後においても市民の福祉活動や地域福祉の拠点として役目を果たすことが期待できる。

継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。